広告募集案内【見積合せ】 (施設広告掲出仕様書)

「磯子区総合庁舎正面入口壁面」に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	磯子区総合庁舎正面入口壁面							
	磯子区総合庁舎の正面入口壁面です。							
施設概要	(区役所の他に図書館と公会堂があります。)							
	屋外広告物に該当します。							
所在地 (場所)	横浜市磯子区磯子 3-5-1							
	磯子区には人口が約16万6千人(令和3年4月の推計人口)おり、様々な							
	世代の方々が各種手続きのために区役所に訪れています。							
	また、磯子区総合庁舎には、公会堂及び図書館が併設されており、区役所を利							
	用する方以外の来庁もあります。							
	〈R3 年度区役所の税証明発行件数等〉							
 利用者数・利用者層		件数						
利用有数、利用有層	税証明発行件数	約 26,000 件						
		<u> </u>						
	国民年金・国民健康保険等受付件数	約 55,000 件						
	戸籍主な届出件数	約 30,000 件						
	公会堂利用者数	約 57,000 人						
	図書館利用者数	約 325,000 人						
広告設置場所	「磯子区総合庁舎」の正面入口左側壁面							
	令和5年4月1日~令和8年3月31日(3か年)							
広告掲出期間	※屋外広告に関する事前協議の状況により、掲出開始期間が遅れる場合があり							
	ます。							
	, ,							

■広告料

掲出場所	スペース(縦×横)	枠数	予定価格
壁面 C	H1050mm×W1610mm	1 枠	公表しません

[※] 広告物掲出にあたっての枠の厚さは5cm を限度とします。

■広告掲出にあたっての留意点

	○広告内に「広告」である旨を明記してください。					
広告の条件	○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、行政財産等への屋外広告掲出					
	ガイドライン、その他の広告関連規程を遵守してください。					
広告の制作等	○掲出を希望する広告原稿は、事前に広告内容の審査を受けてください。 ※広告内容によっては審査に時間を要する場合がありますので、時間に余裕					
	をもってご提出ください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。					
	○審査・広告内容等の調整・修正に時間を要した場合には、広告の掲出が遅れること又は広告が掲出できないことがありますが、その場合であっても広告					
	料は減額しませんのでご留意ください。					

	○広告の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行っ
	てください。
	○掲出する広告は、再剥離が可能(貼付面を傷めず、粘着剤が残らない)なも
	のとします。
	○掲出期間中は、広告に破損や汚れのないよう、定期的な点検管理を行ってく
	ださい。また、広告の周辺に汚れがあっても、市では対応できない場合があ
	ります。
	○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受
	けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要が
	あります。
財産の使用許可	
対定や反抗計引	使用料=広告表示面積(1,000 円/m²)×広告物投影面積(※1、2)
	※1:広告物投影面積は、投影図を基に、最大幅×最大奥行を乗じて得た
	面積を使用面積とします。
	※2:使用料 月額1,690円に消費税及び地方消費税を加算した額
	○広告掲出前に、屋外広告物設置許可申請及び手数料の納付を行ってください。
その他	○広告契約期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間
	があっても、広告料は減額いたしません。
	○広告掲出終了後は原状復帰をしてください。
	○広告の掲出により損害が生じたときは、補償及び賠償を行ってください。

■申込み

	広告製作から掲出・撤去までの一連の作業が可能な広告代理店等とします。				
申込条件	※申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主審査を受け				
	てください。				
	○令和5年1月24日(火)17:00まで(必着)に、申込書及び見積書(別紙)				
	を下記申込先へご持参又は郵送(念のため下記連絡先まで電話連絡をお願い				
申込方法	します。)ください。				
	○見積金額は <u>「広告料年額」</u> とし、許可申請等に係る費用は含みません。				
	(契約期間は3か年になります)				
事業者選定方法	見積合せ				
申込期間	令和5年1月10日(火)~令和5年1月24日(火)17:00				
申込先	(担当課名) 磯子区総務課予算調整係				
	(所 在 地) 〒231-0017 横浜市磯子区磯子 3-5-1				
	(TEL/FAX) TEL 045-750-2314 /FAX 045-750-2530				
	(Eメール) <u>is-yosan@city.yokohama.jp</u>				

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



広告掲載申込書(印刷物・施設広告:見積合せ)

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

_					
申	所在地		〒 -		
	ふりがな 名称				
	代表者職名・氏名				
	担当者	部署名			
込 者		ふりがな 氏名			
	N. J. C. Fr. 11.	TEL/FAX	TEL /FAX		
	連絡先	Eメール			
	業種・事業内容				
	ホームページ				
	URL				
※「広告主	E」の欄は、申	込者と異な	る場合で決定済みの場合のみ記入してください。		
	所在地		〒 − 		
広告	ふりがな 名称				
	業種・事業内容				
主	ホームページ				
	URL				
	募集対象事業名称		磯子区総合庁舎正面入口壁面		
	広告内容				
申込内容	個人情報の収集		有		
	広告料		別紙見積書のとおり		
誓約事項	 ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 				

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン (広告媒体に関するお知らせ) の配信を希望されますか。 (希望する ・ 希望しない ・ 登録済)

見 積 書

年 月 日

横浜市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(EJ)

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し 見積いたします。

金額

	億	千	百	+	万	千	百	+	円

件 名 磯子区総合庁舎正面入口壁面 (年額)

(注意)

見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の 110分の100に相当する金額を記載すること。